

平成 30 年度

慈光園介護職員初任者研修（通信）

学 則

社会福祉法人長井福社会

慈光園介護職員初任者研修（通信） 学則

1 開講目的

地域における高齢者福祉事業の主たる担い手として、介護福祉事業に従事しようとする者に介護に関する基礎的な知識、技術を習得させることにより、地域福祉の充実及び地域公益に寄与することを目的とする。

2 研修事業の名称

慈光園介護職員初任者研修（通信）

3 課程編成責任者の氏名

梅津智之

4 実施場所・所在地

実施場所： 特別養護老人ホーム慈光園 研修室
ケアハウス ウェルフェア慈光園 ドリームホール
所在地： 山形県長井市小出3453

5 研修期間

平成30年9月5日（水）から平成31年2月27日（水）まで

6 研修修了の認定方法

全ての講義に出席、通信課題及び施設実習を以下の基準で修了し、最終修了評価（筆記試験）結果が所定水準を超えている者に対して、理事長が修了認定を行う。

- ① 講義を通信の方法で行う科目・項目は、科目・項目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課、添削を行い修得状況を確認、到達目標未達と認められる場合は、課題再提出及び再評価を行う。課題は、100点満点とし、A（80点以上）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の4区分により評価し、B区分以上を修了とする。再提出・再評価の場合も同基準とする。
- ② 生活支援技術演習及び施設実習修了評価は、各実習先提出の実習報告書により当該科目・項目担当講師が評価する。評価の結果、修了水準に満たない者については、当該科目・項目について再指導・再実習を行う。

- ③ 最終修了評価は、全科目修了後、筆記試験により行う。
- ④ 筆記試験は、100点満点とし、A（80点以上）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の4区分により評価し、B区分以上の者を合格とする。
- ⑤ 上記評価区分でC及びDと判断された者については、再試験を実施し、B区分以上の者を合格とする。再試験に係わる費用は無料とする。

7 対象者

長井市及び隣接市町在住者で受講を希望する者。

8 受講手続

- ① 指定の申込書に必要事項を記入し、期日まで提出する。
 - ② 書類選考により受講者を決定し、文書により通知する。
 - ③ 受講決定者は、期日までに指定口座に受講料を納入する。
- ※ 受講を辞退する場合は、開講日2週間前までに申し出ること。
- ※ 受講料納入後に受講辞退した場合、受講料の返還はしない。

9 受講料、実習費等

- ① 受講料：40,000円（実習費含む。）
- ② テキスト代：6,477円（消費税別）
（テキストは代金引換便にて送付する。）
- ③ 補講料は講義・演習ごとに、はじめの1時間は5,000円、以後1時間につき3,000円とする（補講が3時間の場合、11,000円を徴収する。）

10 定員

30名

11 使用するテキストの名称

一般財団法人 長寿社会開発センター発行 「介護職員初任者研修テキスト」

12 補講方法

原則として欠席者に対する補講は行わない。但し、天変地変その他やむを得ない理由があり、その理由が妥当と認められ、講師が確保できる場合は補講を行う。補講に係る費用は「9 受講料、実習費等」に記載のとおり。

13 修了者の管理

修了者は修了者台帳に登載し、知事に報告する。修了証明書を紛失した場合には、申し出により当法人が再発行を行う。再発行に係わる費用は無料とする。

14 講義を通信の方法で行う地域

長井市及び隣接市町（面接授業を受講可能な県内全域）